

事務連絡

平成31年1月21日

津山市介護予防訪問サービス指定事業所管理者

津山市介護予防通所サービス指定事業所管理者 様

津山市 環境福祉部

社会福祉事務所 高齢介護課長

平成31年度介護職員処遇改善加算に係る計画書等の提出について

平素より、介護保険事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算について、平成31年度に当該加算を算定する場合は処遇改善計画の提出が必要となります。

津山市の総合事業（津山市介護予防訪問サービス若しくは津山市介護予防通所サービス）の指定事業所におかれましては以下の内容をご確認いただき、必要な書類を提出してください。

1. 対象となる事業所

津山市介護予防訪問サービス指定事業所および津山市介護予防通所サービス指定事業所

2. 提出書類

①訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者へ提出した「介護職員処遇改善計画書」受領印が押印されたもの、もしくはその写し

②添付書類一式の写し

3. 提出期限

平成31年2月28日（木）必着

4. 注意事項

「2. 提出書類」については、訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者のホームページより、最新の様式をダウンロードして「計画書」を作成してください。津山市へ提出が必要なのは、指定権者に提出した「計画書」の写しです。

津山市が指定する総合事業の事業所のうち、全ての書類を津山市の様式で作成して届出を行う必要があるのは、津山市指定の地域密着型サービス事業所に限ります。

問い合わせ先

津山市 環境福祉部

社会福祉事務所 高齢介護課

tel:0868-32-2070

fax:0868-32-2153

担当：有元・影山・甲本